

○財務省告示第二百十九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十九年七月十三日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十九年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（五年）（第三百三十  
二回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第三条第一項並びに特別  
会計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格

三 振替法の適  
用等

四 発行方法

債市場特別参加者・第I非価格

五

募方

イ

ロ

イ

入札発競争

国債市場参加者別第I

各当てる。そのうち応募額を順位割り  
各申込みからそのうち応募額を順位割り  
各当てる。そのうち応募額を順位割り  
各申込みからそのうち応募額を順位割り

六

イ

発

入札発競争

額面金額で一兆八千二百五十億円の  
うち基づき発行した利付債に  
定いては、き発行した利付債に  
一つは、き発行した利付債に  
一億九百七十万円、財政運営に  
必要なる財源の確保を図るため  
公債発行の特例に関する法律  
第三十一条の発項の規定に基づき

競争入札発行」という。  
格競争入札の募集入札であつて、  
後に行われる国債市場特別参加者  
務大臣が各限額を定めるもの  
にごとに発行（以下「国債市場特  
に「参加者別第II非価格競争入札  
別参加者別第II非価格競争入札  
発行」という。）

額面金額で一兆八千二百五十億円の  
うち基づき発行した利付債に  
定いては、き発行した利付債に  
一つは、き発行した利付債に  
一億九百七十万円、財政運営に  
必要なる財源の確保を図るため  
公債発行の特例に関する法律  
第三十一条の発項の規定に基づき

七 払込金額																					
ハ					ハ																
国債市場	行争入札発	争非入札発	者・第I	特参加	国債市場	行争入札発	争非入札発	者・第II	特参加	国債市場											
三千十一億三百九十七万円				九万九千九百三十三億五千七百八十				で二千九百九十一億円	た利付国債について、額面金額	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十六										
									で三十九億六十七万円	た利付国債について、額面金額	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十六									
										万四千七百六十八億三千六百五十	で四十七億三千六百五十	利付国債に	第一項の規定に基づき発行した	億九千	ついで、金額	に	定る法律第四十六	する法律第四十六	六万四千八百七十四億九千	面金額	行した利付国債について、

十 十  
三 二

十 十  
イ 一  
発

九 八  
振 額 最

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価 行 行  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

替 単 位  
低 額 面 金  
行 入 札 発 競

特 別 参 加  
者 第 II 加  
非 格 競  
争 入 札 発 競  
行 入 札 発 競

年 ○ 一 パーセント  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は  
弘 込 金 額 に 加 え 第 二 号 に 規  
定 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規  
定 する 期 日 に 払 込 む の と 規

額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 六 十 七  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 六 十 六  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 六 十 六  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 六 十 六

平 成 二 十 九 年 七 月 十 三 日  
す る 〇 数 倍 の 金 額 に よ る も の と  
の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金  
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿

五 万 円

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 23}{100 \times 365}$$

十四 初期利子

平成二十九年十二月二十日を

払期とし、次の算式により支出  
 した金額を支払う。ただし、支  
 払期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払うこと  
 以下、次号及び第十六号におい  
 て規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
 日を支払い期とし、各支払期にお  
 いて、その日以前六箇月に属す  
 る利子を支払う。

十六 償還期限

平成三十四年六月二十日  
 額面金額百円につき百円

十七 償還金額

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加

二十 払込期日

平成二十九年七月十三日